

令和6年山形村議会第1回定例会

議事日程（第4号）

令和6年3月14日（木曜日）午後 1時30分開会

開議宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
《既提出議案、審議、表決》
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 2 議案第 2号
- 日程第 3 議案第 3号
- 日程第 4 議案第 4号
- 日程第 5 議案第 5号
- 日程第 6 議案第 6号
- 日程第 7 議案第 7号
- 日程第 8 議案第 8号
- 日程第 9 議案第 9号
- 日程第10 議案第10号
- 日程第11 議案第11号
- 日程第12 議案第12号
- 日程第13 議案第13号
- 日程第14 議案第14号
- 日程第15 議案第15号
- 日程第16 議案第16号
- 日程第17 議案第17号
- 日程第18 議案第18号
- 日程第19 議案第19号
- 日程第20 議案第20号
- 日程第21 議案第21号
- 日程第22 議案第22号
- 日程第23 議案第23号

- 日程第 2 4 議案第 2 4 号
日程第 2 5 議案第 2 5 号
日程第 2 6 議案第 2 6 号
日程第 2 7 閉会中の所管の事務調査の申出について
日程第 2 8 議員派遣の件について
閉会宣告
-

出席議員（11名）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 番 小 出 敏 裕 君 | 2 番 竹 野 入 恒 夫 君 |
| 3 番 百 瀬 昇 一 君 | 5 番 小 林 幸 司 君 |
| 6 番 福 澤 倫 治 君 | 7 番 春 日 仁 君 |
| 8 番 大 月 民 夫 君 | 9 番 三 澤 一 男 君 |
| 1 0 番 上 條 倫 司 君 | 1 1 番 大 池 俊 子 君 |
| 1 2 番 新 居 禎 三 君 | |

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| 村 長 本庄利昭 君 | 副 村 長 赤羽孝之 君 |
| 教 育 長 根橋範男 君 | 総務課長兼
会計管理者 篠原雅彦 君 |
| 企 画 振 興
課 長 堤 岳志 君 | 税 務 課 長 中村貞寿 君 |
| 住 民 課 長 中川俊彦 君 | 保 健 福 祉
課 長 古畑佐登志 君 |
| 子 育 て
支 援 課 長 中原美幸 君 | 産 業 振 興
課 長 村田鋭太 君 |
| 建 設 水 道
課 長 宮澤寛徳 君 | 教 育 次 長 藤沢洋史 君 |
| 総 務 課
財 政 係 長 丸山晃弘 君 | |
-

事務局職員出席者

事務局長 上條憲治 君

書記 上條美季 君

◎開議宣告

○議長（大月民夫君） 本日の会議に先立ちまして、傍聴の皆様申し上げます。山形村議会傍聴規則により、撮影・録音などをするには許可となります。なお、報道関係者から取材の申込みがありましたので、これを許可しました。

全員が出席で定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第1回山形村議会定例会を再開します。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（大月民夫君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大月民夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、7番、春日仁議員、9番、三澤一男議員を指名します。

◎議案第2号～議案第26号

○議長（大月民夫君） 続いて、既提出議案の審議、表決を行います。

日程第2、議案第2号から日程第26、議案第26号までの既提出議案を一括議題として審議、表決を行います。

各議案の常任委員会審査結果は、お手元に配付の議案審査結果報告書のとおりであります。ここで各常任委員長の議案審査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長の報告を求めます。

竹野入恒夫総務産業常任委員長。

（総務産業常任委員長 竹野入恒夫君 登壇）

○総務産業常任委員長（竹野入恒夫君） 総務産業常任委員会に付託されました議案の

審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る3月7日の審査の結果、次のとおり決定しましたので、山形村議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第2号「山形村道路線の認定について」、議案第4号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第5号「山形村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第6号「山形村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」、議案第13号「令和5年度山形村一般会計補正予算(第10号)」の所管の款・項、議案第17号「令和5年度山形村水道事業会計補正予算(第4号)」、議案第18号「令和5年度山形村清水高原簡易水道事業会計補正予算(第4号)」、議案第19号「令和5年度山形村下水道事業会計補正予算(第1号)」、議案第20号「令和6年度山形村一般会計予算」の所管の款・項、議案第24号「令和6年度山形村水道事業会計予算」、議案第25号「令和6年度山形村清水高原簡易水道事業会計予算」、議案第26号「令和6年度山形村下水道事業会計予算」の12議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長(大月民夫君) 次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

春日仁福祉文教常任委員長。

(福祉文教常任委員長 春日 仁君 登壇)

○福祉文教常任委員長(春日 仁君) 福祉文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る3月8日に行った審査の結果、次のとおり決定しましたので、山形村議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第3号「山形村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第7号「山形村介護保険条例の一部を改正する条例について」、議案第8号「山形村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第9号「山形村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第10号「山形村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定

める条例の一部を改正する条例について」、議案第11号「山形村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第12号「山形村保健福祉センター施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第13号「令和5年度山形村一般会計補正予算（第10号）」の所管の款・項、議案第14号「令和5年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」、議案第15号「令和5年度山形村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」、議案第16号「令和5年度山形村介護保険特別会計補正予算（第5号）」、議案第20号「令和6年度山形村一般会計予算」の所管の款・項、議案第21号「令和6年度山形村国民健康保険特別会計予算」、議案第22号「令和6年度山形村後期高齢者医療特別会計予算」、議案第23号「令和6年度山形村介護保険特別会計予算」の15議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長（大月民夫君） 各常任委員長の審査結果報告が終わりましたので、ここで質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を求めます。

よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（大月民夫君） それでは質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、順次、討論、採決を行います。

最初に、日程第2、議案第2号「山形村道路線の認定について」、討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第3、議案第3号「山形村行政手続における特定の個人を識別するための番号

の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について」、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

討論がありますので、討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を求めます。

大池俊子議員。

○11番（大池俊子君） 反対の立場から討論します。

このマイナンバーカードの取得の、現行の健康保険証をマイナンバーカードに入れ込むというのですが、これはマイナンバーカードの取得自体を任意としながら、現行の紙ベースの健康保険証を廃止して、事実上の強制をするものです。現行の健康保険証を廃止すれば、これに伴う費用や人手なども大幅に増加します。

マイナ保険証を持たないすべての人に資格確認証を交付。マイナ保険証の保有者にはマイナ保険証が利用できない場合に提示する資格情報のお知らせを送付。さらに高齢者施設などへの対応として暗証番号が不要な顔確認カードを発行するとしています。これも現行の健康保険証を存続できれば、いずれも不要であります。

この保険証を来年秋に廃止するという方向に対して、撤廃すべき73%が来年秋の保険証廃止に反対しています。この健康保険証廃止を強行すれば、医療機関に対しても手間がかかる。非常に大混乱になることが予測されます。

よって、反対討論とします。

○議長（大月民夫君） 次に、本案に賛成の議員の討論を求めます。

（発言する者なし）

○議長（大月民夫君） 以上で討論を終結し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大月民夫君） 起立多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第4、議案第4号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大月民夫君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大月民夫君) 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5、議案第5号「山形村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大月民夫君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大月民夫君) 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6、議案第6号「山形村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」の討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大月民夫君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7、議案第7号「山形村介護保険条例の一部を改正する条例について」、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8、議案第8号「山形村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第9、議案第9号「山形村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第10、議案第10号「山形村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第11、議案第11号「山形村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第12、議案第12号「山形村保健福祉センター施設の設置及び管理に関する

条例の一部を改正する条例について」、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

討論がありますので、討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を求めます。

大池俊子議員。

- 11番（大池俊子君） この一部改正の条例は保健福祉センターのお風呂に関するもので、一般の人たちに350円から400円にするというものです。

これは、材料費の値上がりとか、物価の値上がりに関してやむを得ない点もあると思いますけれども、福祉という立場からいって、安いということで多くの人に利用してもらったほうが逆によいのではないかということで、健康維持のためにも値上げをしないほうがいいということで反対とします。

- 議長（大月民夫君） 次に、本案に賛成の議員の討論を求めます。

（発言する者なし）

- 議長（大月民夫君） それでは討論を終結し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（大月民夫君） 起立多数であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第13、議案第13号「令和5年度山形村一般会計補正予算（第10号）」について、討論、採決を行います。

討論はございますか。

（発言する者なし）

- 議長（大月民夫君） 討論がないようですので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第14、議案第14号「令和5年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第15、議案第15号「令和5年度山形村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第16、議案第16号「令和5年度山形村介護保険特別会計補正予算（第5号）」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大月民夫君) 起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第17、議案第17号「令和5年度山形村水道事業会計補正予算(第4号)」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大月民夫君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大月民夫君) 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第18、議案第18号「令和5年度山形村清水高原簡易水道事業会計補正予算(第4号)」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大月民夫君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大月民夫君) 起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第19、議案第19号「令和5年度山形村下水道事業会計補正予算(第1号)」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第20、議案第20号「令和6年度山形村一般会計予算」について、討論、採決を行います。

討論はございますか。

討論がありますので、討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を求めます。

（発言する者なし）

○議長（大月民夫君） 次に、本案に賛成の議員の討論を求めます。

福澤倫治議員。

○6番（福澤倫治君） 令和6年度の一般会計予算に賛成の立場から討論に参加させていただきます。

令和6年度の一般会計の予算総額は、昨年度比8.6%、金額にしますと3億2,330万円増の4億8,330万円の大型予算であり、基金より2億9,119万7,000円を繰り入れての予算であります。

特に本年度は山形村開村150年の年になります。その事業に充てる予算として、企画費に開村150周年記念事業関係で2,250万円3,000円を計上し、また、社会教育総務費、これはじゃんずら実行委員会ですけれども、恐らく150周年の関係だと思いますが、交付金で昨年度の倍の400万円を計上してあります。

また、長年の懸案でありました複合施設建設費に複合施設建設技術支援業務委託料として200万円を計上され、ようやく建設に乗り出した予算であります。

金額は少ないですけれども、村づくりの基本条例の策定に向けての委員会の設置予算も計上されております。

特に金額が大きい予算として、電子計算費に自治体情報システム標準化・共通化業務委託料1億584万2,000円が計上されております。

まだまだ大型事業もありますが、長部局より細部の説明を聞かせていただき、私はこの予算に賛成するものです。

しかし、予算説明のときにも申し上げましたが、ふれあい児童館費の委託料の件、公用自動車費の備品購入費の関係、これは村長の電気自動車の購入についてとありましたが、予算執行時には再度検討し、研究をされることを付け加えさせていただきます。

以上です。

○議長（大月民夫君） 討論を続けます。

本案に反対の議員の討論を求めます。

（発言する者なし）

○議長（大月民夫君） 本案に賛成の議員の討論を求めます。

小出敏裕議員。

○1番（小出敏裕君） 1番、小出敏裕でございます。

令和6年度一般会計予算案について、賛成の立場から討論いたします。

当初、新年度予算を見ますと、予算総額40億8,330万円、前年比で8.6%の増であり、過去最大規模となっております。

歳入においては、村税は定額減税の措置のために前年度比2.4%の減、10億1,300万円、普通交付税は4.5%増の14億6,500万円、基金繰入金は180.8%増の2億9,119万9,000円を計上しております。

また歳出についてですが、令和6年度は開村150周年にあたりますので、150周年イベント費用など関連事業に3,066万円、自治体情報システム標準化・共通化事業費として、これは一般財源に偏った財源構成ではありますが、1億584万2,000円を計上しております。この事業は行政機関が行政システムをクラウドサービスとして共同利用できるようにしたもので、コスト削減、それから、行政サービスの利用者の利便性向上などのメリットを持っております。

そのほかとして、通学路の歩道新設事業に8,781万5,000円、村の公共施設改修・施設更新に2,598万円、さらに議会のタブレット端末17台導入480万6,000円などが計上されております。議会へのタブレット端末導入は、議会改革の推進並びにペーパーレス化による経費縮小、職員の作業効率向上が図られると期待しております。

今回の予算構成は、将来に向けた村づくりに必要な事業を行う上で必要なものと考えます。効率的かつ効果的に予算が執行され、施策が実行されることを願い、本一般会計予算案の賛成討論といたします。

○議長（大月民夫君） 討論を続けます。

本案に反対の議員の討論を求めます。

(発言する者なし)

○議長(大月民夫君) 本案に賛成の議員の討論を求めます。

(発言する者なし)

○議長(大月民夫君) 討論を終結し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大月民夫君) それでは討論を終結して、採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大月民夫君) 起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第21、議案第21号「令和6年度山形村国民健康保険特別会計予算」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大月民夫君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大月民夫君) 起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第22、議案第22号「令和6年度山形村後期高齢者医療特別会計予算」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大月民夫君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第23、議案第23号「令和6年度山形村介護保険特別会計予算」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を求めます。

(発言する者なし)

○議長（大月民夫君） 次に、本案に賛成の議員の討論を求めます。

福澤倫治議員。

○6番（福澤倫治君） 令和6年度の介護保険特別会計予算に、賛成の立場から討論に参加させていただきます。

令和6年度の介護保険特別会計予算総額が、昨年度比3,702万5,000円減の6億5,262万6,000円の総額予算であり、基金より2,036万5,000円を計上した予算であります。

第1号被保険者の保険料、5段階で第8期での5,700円から700円引き下げ、5,000円とした予算であります。月に700円引き下げますと、年間にして8,400円の保険料の引下げになります。

過去に、6期、7期、大きく引き上げまして、8期で290円引き下げても結果的には、私の試算では恐らく1億7,000万円くらいの基金残高になっていると思います。

私としては、今回の引下げを700円でなくて1,000円くらい引き下げてもよいと考えておりましたが、当局、特に理事者が過去の国保会計の苦い経験から慎重になっていると推察します。

結果が物を言うと思いますので、9期、令和6年から8年の結果を見て、10期の保険料を検討するときに、理事者が言われました第1号被保険者の保険料の基金総額を20から30%くらいの基金が妥当と言われましたので、基金残高になるよう要望して、この予算に賛成の意見として参加させていただきます。

ちなみに、ある市では月額110円下げたと聞いておりますが、110円下げますと年間1,320円ですが、110円下げるということでも話題になっているようでございます。今

後の保険料算定には慎重な検討をお願いすることを付け加えさせていただいて、賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（大月民夫君） 以上で、討論を終結し、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第24、議案第24号「令和6年度山形村水道事業会計予算」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大月民夫君） 起立全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第25、議案第25号「令和6年度山形村清水高原簡易水道事業会計予算」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大月民夫君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大月民夫君) 起立全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第26、議案第26号「令和6年度山形村下水道事業会計予算」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大月民夫君) ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大月民夫君) 起立全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎閉会中の所管の事務調査の申出について

○議長(大月民夫君) 日程第27「閉会中の所管の事務調査の申出について」を議題とします。

各委員長より、会議規則第75条の規定による閉会中の所管の事務調査の申出書が、お手元に配付のとおり提出されました。

お諮りします。閉会中の所管の事務調査事項について、各委員長の申出のとおり、承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大月民夫君) ご異議ないものと認め、各委員長の申出のとおり、閉会中もなお事務調査することに決定しました。

◎議員派遣の件について

○議長(大月民夫君) 日程第28「議員派遣の件について」を議題とします。

お諮りします。お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり、派遣したいと思います

が、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大月民夫君) ご異議ないものと認めます。よってお手元に配付の「議員派遣の件」のとおり派遣することに決定しました。

以上で、今定例会の議事日程はすべて終了しました。

◎村長あいさつ

○議長(大月民夫君) ここで、村長より閉会のあいさつがあります。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 令和6年第1回議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は3月4日の開会以来、本日に至るまで11日間にわたり開催されてまいりました。

本定例会に上程いたしました27件の案件につきましては、それぞれ慎重にご審議いただき、原案のとおりお認めいただきましたことに、改めて感謝を申し上げます。

本定例会では、一般質問の形態を試行的に変更して実施いたしました。どのような成果であったかなど、質問者側の議会また答弁者側の当局それぞれ検証をお願いしたいと思います。今回の試みも、「チャレンジやまがた」の挑戦の1つであると考えております。

本年は、山形村開村150年の年であります。村民の皆さんの価値観も多様化しており、村政に対する要望も複雑であります。議員各位には、住みよい村づくりのため、令和6年度も、より一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

年度末を迎え、三寒四温の季節ですが、議員の皆様には、健康に十分ご留意をいただき、ますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のあいさつといたします。

◎閉会宣告

○議長(大月民夫君) 以上で、令和6年第1回山形村議会定例会を閉会し、散会とい

たします。ご苦労さまでした。

(午後 2時13分)
